

議事要旨(3) 減価償却に関する税制改正への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、減価償却に関する税制改正への対応について、審議資料に基づく説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 緊急的な対応については、正当な理由づけをして進めることは考えにくいのではないかと。恒久的な会計基準を作る前提で緊急的に対応をする案について、当該前提に対する関係者の合意が得られるならば可能性があるかもしれないが、実務上の対応期間を短くしてしまう恐れがあるため、方向性を決めるにあたっては、相当短期間に取り組む必要があると考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 一部の企業を除き、建物付属設備、構築物の減価償却方法の変更による影響は比較的大きくはなく、今般の税制改正に対して何らかの対応を検討する時期としては遅くないと考える。
- 減価償却方法については、投下資本の早期回収の観点、業績の測定の観点から、経営判断に大きく影響するものであり、基準設定主体としては、経営全体の目的も考慮して検討すべきである。恒久的な会計基準の開発のために猶予期間を設けることは、問題の先送りではなく、合理的に考えても必要な期間であると考え。特に、今後、機械装置の税制改正があった場合、その段階で恒久的な会計基準を開発することは不可能であると考え。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 税法基準についても、実務慣行として定着しているのであれば一定のルールである。システム対応の準備期間が必要であるため、便宜的に実務慣行を一定期間容認する必要がある。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 日本公認会計士協会の監査上の取扱いとして、平成 10 年の税制改正に対応した監査委員会報告第 57 号がある。この当時、企業会計基準委員会はまだ設立されていなく、日本公認会計士協会が監査上の取扱いの中で、会計処理に関する取扱いも定めていた。企業会計基準委員会の設立後、監査上の取扱いのうち会計処理に関する部分は、順次、企業会計基準委員会に移管している。今回の税制改正は定率法から定額法への変更であり、会計方針の変更に該当するため、日本公認会計士協会では会計上の取扱いを定めることはできないと考える。現状

の実務を踏まえて、一定の前提を設けた上で、対応可能な措置を講じることが良いと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 平成 10 年以降、税と会計は分かれてきており、当時と同じように判断することは難しいのではないか。商法の考え方では、税務メリットが取れない会計処理を強制することは適切ではないという見解があるが、今回の税制改正は税務メリットとは関係ないのではないか。

これらに対して、事務局より、本件については、今後、緊急的に対応を図る旨が示された。

以 上